◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第278号 (H26.12.12) ◆◆

=はじめに=

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

=目 次=

- 1. 重大事故等情報=11件(12月5日~12月11日分)
- (1) 乗合バスが歩行者をはねた事故
- (2) 乗合バスの車内事故
- (3) 乗合バスと自転車の衝突事故
- (4) 乗合バスの火災事故
- (5) 乗合バスの車内事故
- (6) 法人タクシーと軽自動車の衝突事故
- (7) 法人タクシーのひき逃げ死亡事故
- (8) 法人タクシーの死傷事故
- (9) 法人タクシーとオートバイの衝突事故
- (10)トラックの多重追突事故
- (11)トラックにトレーラーが追突した事故
- 2. 大雪への対応についての内閣府特命担当大臣(防災)から国民への呼びかけ
- 3. 「安全に関する企業風土測定ツール」のご案内
- 4. ブレーキ・ペダルの戻り不良による火災事故にご注意を!
- 5. ホイール・ベアリンク の点検整備により車両火災を未然に防ぎましょう
- 6. ホイール・ボルト折損による大型車の車輪脱落事故が増加しています!
- 7. 北陸道高速バス事故を受けた安全対策について
- 8. 運輸安全マネジメントに係る安全管理規程の届出等の義務付け対象が拡大されました!
- 9. 自動車運送事業の監査方針及び行政処分等の基準が改正されました!
- 10. 関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について
- 1.1. 高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の策定について
- 12.トラックの保有車両数が5両未満の営業所でも運行管理者の選任が必要となります!
- 13. 国土交通省で作成したマニュアルを集約しました!
- 【1. 重大事故等情報=11件】(12月5日~12月11日分)
- (1) 乗合バスが歩行者をはねた事故

12月5日(金)午後4時55分頃、千葉県の県道にて、同県に営業所を置く乗 合バスが、片側1車線の道路を約40km/hで運行中、渋滞中の反対車線から飛び 出してきた歩行者をはねた。

この事故により、はねられた歩行者が死亡した。

また、乗客1名が車内で転倒し、軽傷を負った。

(2) 乗合バスの車内事故

12月6日(土)午前10時28分頃、福島県の市道のバス停留所付近において、 同県に営業所を置く乗合バスが運行中、乗客が車内で転倒する車内事故が発生し た。

この事故により、乗客1名が重傷を負った。

事故は、当該バス停留所から発車後、交差点を通過する際、バスの前に進路変更 してきた乗用車に、運転者が気がつくのが遅れたため、急ブレーキをかけたとこ ろ、 当該乗客が転倒し、前方出口ステップ部分に転がり落ちた。

(3) 乗合バスと自転車の衝突事故

12月6日(土)午後2時05分頃、千葉県内の信号のない市道交差点にて、同 県に営業所を置く乗合バス(乗客6名)が、片側2車線の左側車線を運行中、運 転席から見て右側方向より左側方向へ、車道を自転車を押しながら横断してきた 歩行者と衝突した。

この事故により、歩行者が病院に搬送されたが死亡した。

また、バスの乗客1名が軽傷(打撲)を負った。

(4)乗合バスの火災事故

12月8日(月)午前6時23分頃、山形県の国道において、同県に営業所を置く乗合バスの火災事故が発生した。

当該車両は当該営業所から回送中であったため、乗客は乗っていなかった。 出火箇所は車体右後部タイヤ付近であり、出火に気付いた運転者が消火器で消火 を試みたものの消火できず消防に通報、消防により午前6時44分頃に鎮火した。

(5) 乗合バスの車内事故

12月9日(火)午後2時35分頃、富山県の県道のバス停留所において、富山県に営業所を置く乗合バスが、乗客5名を乗せ運行中、当該バス停留所に先に停車していたバスの後方に停車しようと減速していたが、停止直前で先に停車していたバスが発車したため、バス停留所に近づこうと前進したところ、乗客1名が尻もちをつく形で転倒した。

この事故により、当該乗客1名が大腿骨頚部骨折による重傷を負った。 現場の路面勾配は、平坦。

当時バスには乗客5名がいたが、被害者を含む当該バス停の降車客3名が減速中に席を立ち、降車扉に向かって歩き出した模様。

(6) 法人タクシーと軽自動車の衝突事故

12月5日(金)午後11時10分頃、青森県の市道の交差点において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客3名を乗せ交差点内に進入したところ、側方から来た軽自動車がタクシーの側面に衝突した。

この事故によりタクシーの乗客1名が重傷、軽自動車運転者が軽傷を負った。タクシー運転者及び残りの乗客2名にはケガは無い。

現場の交差点は、タクシー側が赤点滅信号、軽自動車側が黄色点滅信号で、タクシー運転者が青信号と勘違いし一時停止せずに交差点内に進入した模様。

(7) 法人タクシーのひき逃げ死亡事故

12月5日(金)午前5時18分頃、神奈川県の市道において、同県に営業所を置く法人タクシー(空車)が歩行者をはね、救護せずに逃走した。

この事故によりはねられた歩行者は死亡した。

周辺の防犯カメラにはねたタクシーが映っており、運転者は逮捕された。

(8) 法人タクシーの死傷事故

12月10日(水)午前9時30分頃、福岡県の国道において、同県に営業所を置く法人タクシーが病院にて乗客を降車扱いし帰庫する際、路地から当該国道へ右折するため、一旦停止して左右の確認を行い国道に進入したところ、正面からタクシーに向かって国道を横断していた歩行者に気付かず撥ね、そのまま歩行者に乗り上げ停止した。

この事故により当該歩行者は死亡した。

(9) 法人タクシーとオートバイの衝突事故

12月11日(木)午後9時53分頃、東京都の都道の交差点において、都内に 営業所を置く法人タクシーが乗客1名を乗せ運行中、当該交差点を右折する際、 対向のオートバイと衝突した。

この事故によりオートバイの運転者が死亡。

乗客、運転者にケガは無し。

(10) トラックの多重追突事故

12月6日(土)午後9時35分頃、宮城県の高速道路の上り線で、路上に停車中の乗用車に、岩手県に営業所を置くトラックが追突し、はずみで当該乗用車が前に停止していた乗用車に追突する事故が発生した。

この事故により、トラックが最初に追突した乗用車に乗車していた4名のうち後 部座席の2名が死亡、このほか、乗用車の2名と、先頭の乗用車に乗車していた 2名、トラック運転者1名のあわせて5名が負傷した模様。

事故は当該トラックが高速道路の追い越し車線を走行中、前方の乗用車2台が急 停車したため、急制動をかけたが回避しきれず追突した模様。 なお、乗用車が停車していた理由等については調査中。

(11)トラックにトレーラーが追突した事故

12月8日(月)午前1時半頃、神奈川県の高速道路の下り線で、茨城県に営業所を置く大型トレーラーが前を走っていた大型トラックに追突する事故が発生した。

この事故で、追突したトレーラーの運転者が全身を強く打って死亡、追突されたトラックの運手者が軽傷を負った。

また、追突された大型トラックが横転し、追突したトレーラーとともに3車線を ふさいだほか、積み荷の散乱や、路面の損傷が激しく修復のため当該区間におい て約11時間ほど通行止めが続いた。



【2. 大雪への対応についての内閣府特命担当大臣(防災)から国民への呼びかけ】

今週末の大雪に備え、山谷内閣府特命担当大臣(防災)から国民に向けて呼びかけがなされております。

また、気象庁から大雪に関する気象全般情報も発表されております。

つきましては、バス、タクシー及びトラック等の運行につきましては、気象情報 や道路情報等を的確に把握し、運行休止を含めた安全の確保について適切な対応 をお願いします。

内閣府防災(国民への呼びかけ)

http://www.bousai.go.jp/updates/h26ooyuki/yobikake2.html

気象情報 (気象庁防災情報)

http://www.jma.go.jp/jma/menu/menuflash.html

道路情報(交通規制・道路気象)

http://www.mlit.go.jp/road/roadinfo/

【3.「安全に関する企業風土測定ツール」のご案内】

国土交通省国土政策研究所では、安全に関する考え方等について運輸事業者自らが 従業員の浸透度を数値的に把握(見える化)することによって、安全に関する課題の 抽出、改善などを支援する下記ツールを提供しています。

是非ご活用いただき、社内の安全意識の向上にお役立てください。

「安全に関する企業風土測定ツール」

- ・経営者、全従業員を対象としたアンケート調査 (無料)
- 調査結果の集計、分析
- 報告書の作成

(平成26年度申込受付期間) 平成26年12月末まで

※平成27年度も継続予定

(申込方法・問い合わせ先) 下記ホームページ参照

<国土交通省ホームページURL>

http://www.mlit.go.jp/pri/shiryou/sonota/anzen_kigyo2013/jidosha.html

【4. ブレーキ・ペダルの戻り不良による火災事故にご注意を!】

運転席の足下に水分・融雪剤等を含んだ泥や砂などを放置すると、ブレーキ・ペダルのシャフト部に錆が発生し、ペダルの戻り不良のためブレーキが引き摺りを起こして 摩擦熱から過熱し、火災に至ることがあります。

http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/carsafety_sub/carsafety028.html

【5. ホイール・ベアリンク の点検整備により車両火災を未然に防ぎましょう】

国土交通省では、社会的な影響が大きい重大事故や整備不良に起因する事故について、保守管理の観点から発生防止の対策を検討するため、「使用過程車の保守管理に関する調査分析検討会」を開催し、その検討結果に基づきユーザーへの情報提供の充実・強化に取り組んでいるところです。

整備不良が原因となった車両火災の中で、車輪・車軸に関するものが約1割と多いことから、これに着目して調査分析したところ、ホイール・ベアリングの点検整備を怠ると回転部位の潤滑剤であるグリスの劣化や漏れによる潤滑不良が発生し、走行性能等に影響が生じることが確認されました。

このため、特に定期的にホイール・ベアリングの点検整備を行っていないユーザーに対し、注意喚起することとしました。

詳細は以下の自動車局HPに掲載されておりますので、ご覧下さい。

→http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000096.html

【6. ホイール・ボルト折損による大型車の車輪脱落事故が増加しています!】

平成25年度中の大型車(車両総重量8トン以上のトラック又は乗車定員30人

以上のバス等)のホイール・ボルト折損による車輪脱落事故の発生状況がまとまりましたので公表します。

当該事故が2年連続で増加し、平成25年度も前年度比約3割増と大きく増加したことから、適切な車両管理により事故防止が図られるよう、大型車の使用者に対して、改めて注意喚起することとしました。

詳細は以下の自動車局HPに掲載されておりますので、ご覧下さい。

→ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000091.html

【7. 北陸道高速バス事故を受けた安全対策について】

平成26年3月3日未明に北陸自動車道において発生した高速乗合バス事故は、乗客・乗員2名が死亡、乗客等26名が重軽傷を負うという痛ましい事故でした。 国土交通省では、事故発生直後に事故対策本部を設置し、宮城交通(株)への監査、事故原因の調査分析を進めてきました。

警察とも連携した原因調査の中では、事故発生前に運転者が意識を消失していた可能性が高いとみて調査分析を進めておりますが、そのような状況に至った直接的な原因を特定するには時間を要する見通しとなっております。

高速バスの輸送の安全確保は喫緊の課題であることから、今般、運転者の体調急変に 伴う事故を防止するための更なる対策を講じます。

詳細は以下の自動車局HPに掲載されておりますので、ご覧下さい。

→ http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000033.html

【8. 運輸安全マネジメントに係る安全管理規程の届出等の義務付け対象が拡大されました!】

平成25年4月に策定された「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」に基づき、従来200両以上のバス車両を有する事業者のみに義務付けられていた安全管理規程の届出等が、平成25年10月1日から、全ての貸切バス事業者及び貸切委託運行の許可を受けた乗合バス事業者にも義務付けられました。

今般の制度改正により新たに義務付け対象となった事業者は、平成26年1月6日までに、安全管理規程及び安全統括管理者選任の届出を、主たる事務所を管轄する運輸支局(輸送担当)に提出する必要があります。

安全管理規程の例や届出様式など、詳しくは国土交通省のホームページをご覧下さい(各地方運輸局等のホームページにも掲載しています。)。

→ http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000023.html

【9. 自動車運送事業の監査方針及び行政処分等の基準が改正されました!】

「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」の報告(平成25年4月公表)を踏まえ、自動車運送事業の監査方針及び自動車運送事業者に対する行政処分等の基準を定めた通達が改正されました。

これにより、悪質な法令違反の疑いがある事業者に対して優先的・集中的に監査を実施し、当該違反が確認された場合には事業停止とする等実効性のある処分の実施を図ってまいります。

また、一方で軽微な違反として警告にとどめる範囲を拡大し、効率的・効果的な監査の実施を図ってまいります。

新監査方針は平成25年10月1日から施行、新処分基準は平成25年11月1日から施行。

詳細は以下の自動車局HPに掲載されておりますので、ご覧下さい。

→ http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03punishment/baseline.html

平成24年4月29日に発生した関越道高速ツアーバス事故を受けて、国土交通省自動車局では、以下の各検討会を設置し、学識経験者等のご意見を踏まえながら対策の検討を進めて参りました。

今般、各検討会の検討結果を踏まえ、今後2年間にわたり、「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」を実施することとし、平成25年4月2日に公表しましたのでお知らせ致します。

(各検討会)

- ・「バス事業のあり方検討会」
- 「貸切バス運賃・料金制度ワーキンググループ」
- 「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」
- 「高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会」
 - → http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_002069.html

【11. 高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の策定について】

平成25年3月26日(火)に開催された「高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会」の結果を踏まえ、交替運転者の配置基準に関し、「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」の一部を改正しましたのでお知らせします。

→ http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000134.html

【12.トラックの保有車両数が5両未満の営業所でも運行管理者の選任が必要となります。】

貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正に伴い、平成25年5月1日より、保有 車両数が5両未満の営業所でも、原則、運行管理者の選任が必要となります。

(ただし、経過措置として、この省令の公布の際、現に5両割れ事業者であった者については、平成26年4月30日までに運行管理者の選任を行う必要があります。)

〇改正貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成2年運輸省令第22号)(抄) 第18条(運行管理者の選任)

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車(被けん引自動車を除く。以下この項において同じ。)の運行を管理する営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を30で除して得た数(その数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)に1を加算して得た数以上の運行管理者を選任しなければならない。ただし、5両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所であって、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生じるおそれがないと認めるものについては、この限りではない。

公布:平成25年3月29日 施行:平成25年5月1日

【13. 国土交通省で作成したマニュアルを集約しました!】

これまで国土交通省で作成した、「乗合バスの車内事故防止マニュアル」や「トラック追突事故防止マニュアル」など、安全教育・事故防止のためのマニュアルを1つのページに集約しました。

今まで保存箇所がバラバラでしたので、ご存じないマニュアルもあるかと思います。

今回、1つのページに各マニュアルの概要とともに分かり易く掲載しましたので、 今後、安全教育などに一層ご活用頂ければと思います! → http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/index.html

[掲載マニュアルー覧]

- ・H24年4月:自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル
- ・H24年3月:トラック追突事故防止マニュアル
- ・H23年7月:乗合バスの車内事故を防止するための安全対策実施マニュアル
- ・H22年7月:事業用自動車の運転者の健康管理に係るマニュアル
- ・H21年10月:映像記録型ドライブレコーダー活用手順書
- ・H20年7月:トラック輸送の過労運転防止対策マニュアル
- ・H19年6月:SAS対応マニュアル「睡眠時無呼吸症候群に注意しましょう!」

【メールマガジン「事業用自動車安全通信」】

発行 国土交通省自動車局安全政策課

*このメルマガについてのご意見は、< jiko-antai@mlit.go.jp >までお 寄せください。

よくある質問(配信登録の解除方法等)

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html)

【参考】

*自動車局ホームページ

(http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html)

* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

- ・ホームページ受付 (www.mlit.go.jp/RJ/)
- フリーダイヤル受付 0120-744-960

(平日9:30~12:00 13:00~17:30)

- ・自動音声受付 03-3580-4434 (年中無休・24時間)
- * 自動車のリコール等の通知等があったときは!

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は 改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表された ときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要にな ったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。
